

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」に関する意見

令和6（2024）年2月9日

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター

2. 検討の前提として

著作権法は、思想又は感情の創作的な表現である著作物に関して、著作物を創作した著作者の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的としている。法は生成 AI による開発・学習及び生成・利用を奨励しているのではなく、あくまで文化的所産の公正な利用に留意した結果、一定程度の権利制限が認められているに過ぎない。創作を行うことができるのは、人間だけであり、生成 AI による開発・学習及び生成・利用を無制限に認め、創作者たる著作者の創作意欲を削ぐようなことがあっては、法の目的に反することになる。生成 AI と著作権との関係を検討する前提として、この点に十分に留意する必要がある。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

あるアーティストの楽曲のみ学習させ、そのアーティスト風の楽曲作成に特化した生成 AI により、当該アーティストの既存楽曲の本質的な特徴を感得し得る生成物が大量かつ安易に作成されることは想像に難くない。このような特定のアーティスト風の楽曲生成に特化した生成 AI による学習は情報解析の用に供されているものとはいえ、著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的が併存するものであり、法 30 条の 4 の権利制限規定の適用はなく、著作権者の許諾を要するものとするべきである。

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

生成 AI により大量かつ安易に生成物が流通すると、著作者が将来において創作する著作物を市場に流通させる潜在的販路を著しく阻害することになる。とりわけ生成 AI

に、あるアーティストの楽曲のみ学習させ、当該アーティスト風の楽曲生成に特化させた場合は、潜在的販路を著しく阻害することは明らかである。したがって、このような生成 AI による当該学習が思想又は感情の享受に該当しないと判断される場合であっても、特定のアーティスト風の楽曲生成に特化した AI は、著作権者の利益を不当に害するものであり、法 30 条の 4 の権利制限規定の適用はない。素案 20 頁にあるような「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』に該当し得ると考える余地があるとする意見」を支持する。

(オ)海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて

素案 23 頁以下では、海賊版等の権利侵害複製物を学習データとして収集する際には、権利侵害を助長するものとならないよう十分な配慮を求め、海賊版であることを知りながら、学習データとして収集することは、厳にこれを慎むべきであるとするにとどまり、法 30 条の 4 の適用対象外となるか否かについての考え方は示されていない。海賊版等の権利侵害複製物が生成 AI の学習のために用いられ、大量かつ安易に生成物が生成され、インターネットなど通じて流通すれば、正規の著作物の流通を阻害することは明らかである。したがって、海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のために複製することに、法 30 条の 4 の権利制限規定を適用すべきではない。

6. 最後に

素案 37 頁は、著作隣接権と AI との関係については議論を継続するとしているが、著作者の権利と実演家の権利とは本質的に異なるものであることに十分に留意すべきである。すなわち、実演家の録音権・録画権は、実演そのものを録音・録画することだけに権利が及び、その実演と類似した他の実演を録音・録画することには権利が及ばず、翻案権が著作物には認められるものの、実演には認められないなどの違いがある。また、法 30 条の 4 は、法 102 条により実演の利用に準用されているところであるが、実演の利用における思想又は感情の享受することを目的としない場合とはどのような場合を言うのか、また、生成 AI による「実演」が考えられるかなど検討すべき点において、著作物と実演とを同一には論じ得ない。したがって、今後、著作隣接権との関係を議論するにあたっては、このような違いに十分に留意すべきである。

以上